

事 務 連 絡  
令和2年12月10日

公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本病院会  
一般社団法人 全国医学部長病院長会議  
一般社団法人 日本医療法人協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の年末年始に係る  
各医療機関への配分について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤（販売名：ベクルリー点滴静注液100mg、同点滴静注用100mg。以下「本剤」という。）の各医療機関への配分については、「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その3）（依頼）」（令和2年7月6日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）によりお示しし、医師の判断により本剤の投与が適当と考えられる患者数（以下「投与対象者数」という。）を「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）に入力いただくことを通じて、各医療機関への配分を調整させていただいているところです（※1）。

今般、年末年始の本剤の配分に関しては、製造販売業者（ギリアド・サイエンシズ株式会社）（以下「ギリアド社」という。）と調整し、下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、貴会所属の医療機関への周知について、よろしく願いいたします。

なお、本剤の投与を検討している医療機関向けに、G-MIS の問い合わせ先や本剤の医療機関への配分に関する情報等を厚生労働省ホームページに掲載していますので、あわせて周知をお願いいたします（※2）。

## 記

- 1 令和2年12月28日から令和3年1月3日までの配送日について
  - ・ 令和2年12月28日（月）、同月29日（火）、同月30日（水）、同月31日（木）及び令和3年1月2日（土）に配送を行います。各日前日の13時までにG-MISに入力された本剤の投与対象者数の情報に基づき配送指示を行いますのでG-MISの入力・更新をお願いいたします。
    - ※ 投与対象分のレムデシビルが届くまで（送付連絡があるまで）は、届いていない投与予定者分も含めてG-MISに対象者分の人数を入力しておいてください。新規配送分が届いたところ（送付連絡があれば）で、G-MISから届いた対象者分の人数を減じてください。
  - ・ なお、令和3年1月5日（火）以降については、従前のおりの配送となります。
  
- 2 令和2年12月14日から令和3年1月4日配送分に係るバイアル数について
  - ・ 全世界的に本剤の供給量が限られており、安定供給に懸念があるため、厚生労働省において買上げを行い、患者へ無償提供を行っているところです。本剤の供給量に限りがあることから、現在のところ、患者1名につき6バイアル（院内在庫がある場合は差し引いた数量を配送し、必要に応じて最大11バイアルまで追加可能）を配送していますが、令和2年12月14日（月）から令和3年1月4日（月）においては、次のとおりとします。
    - ✓ 令和2年12月14日（月）から同月28日（月）の間  
患者1名につき11バイアル配送（院内在庫がある場合の調整無し）
    - ✓ 令和2年12月29日（火）から令和3年1月4日（月）の間  
患者1名につき11バイアル配送（院内在庫がある場合は差し引いた数量を配送）
  - ・ 院内在庫となった本剤につきましては、各医療機関で適切に管理いただくとともに、G-MISの「投与予定のなくなったレムデシビルのバイアル数」に入力を必ずお願いします。
  - ・ また、院内在庫となった本剤は、新規投与患者に使用して構いません。
  - ・ 院内在庫となった本剤は、令和3年1月12日（火）以降に回収を予定しています。
  
- 3 年未年始に初めて本剤を使用する医療機関について
  - ・ 本剤の使用に当たっては、①使用前にギリアド社より適正使用に関する情報提供・市販後全例調査・同意取得等についての案内及び②特定の卸売販売業者との薬剤配送に係る契約が必要です。

- ・ 年末年始においては、上記手続きに係る体制縮小のため、初めて本剤を使用する医療機関で必要な手続きが行えず、投薬に影響が出る可能性があります。このため、年末年始前にあらかじめ必要な手続等について対応しますので、希望する医療機関は、令和2年12月10日（木）から同月25日（金）15時までの間に、別紙記載の要領にて、ギリアド社及び当本部までご連絡ください。
- ・ なお、本剤の使用実績のある医療機関におかれましては、上記手続きを改めて行う必要はありませんので、当該期間に連絡は不要であることを申し添えます。

(参考)

※1・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」（令和2年5月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628102.pdf>

・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その2）（依頼）」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631059.pdf>

・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その3）（依頼）」（令和2年7月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646664.pdf>

※2 厚生労働省ホームページ

「レムデシビル（販売名：ベクルリ一点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さま」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00021.html)

【問い合わせ】

メールでのお問い合わせをお願いします。

Mail : [remdesivir@mhlw.go.jp](mailto:remdesivir@mhlw.go.jp)

(別紙) 年末年始に初めて本剤を使用する可能性のある医療機関による連絡方法等

## 1 連絡方法

(1) 以下のアドレスにメール宛てに御連絡ください

T0 : [#JPRyutsu@gilead.com](mailto:#JPRyutsu@gilead.com)  
[remdesivir@mhlw.go.jp](mailto:remdesivir@mhlw.go.jp)

## 2 メールへの記載事項

(1) 件名欄には、以下のとおり御記載下さい。

【レムデシビル 年末年始新規配布手続対応要請】 【〇〇〇 (医療機関名)】

(2) 本文には、以下の内容を御記載ください。

- ① 令和2年12月30日から令和3年1月3日までの期間中にレムデシビルを投与する可能性がある旨
- ② 医療機関の名称及び住所
- ③ 担当医師及び担当薬剤師の氏名、連絡先メールアドレス及び電話番号  
※ 電話番号は、直通電話（携帯電話・PHSを含む。）がある場合は、代表電話番号ではなく直通電話番号の記載をお願いします。

## 3 連絡期限

令和2年12月25日（金）15時

4 メールを受領後、ギリアド社から受信確認メールが届きます。

メール送信後4日以内に返信がない場合は、[#JPRyutsu@gilead.com](mailto:#JPRyutsu@gilead.com) にご連絡ください。

以上